

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都文京区所在の建設業者
許可番号	●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	当該建設業者について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確知することができなかった。そのため、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。